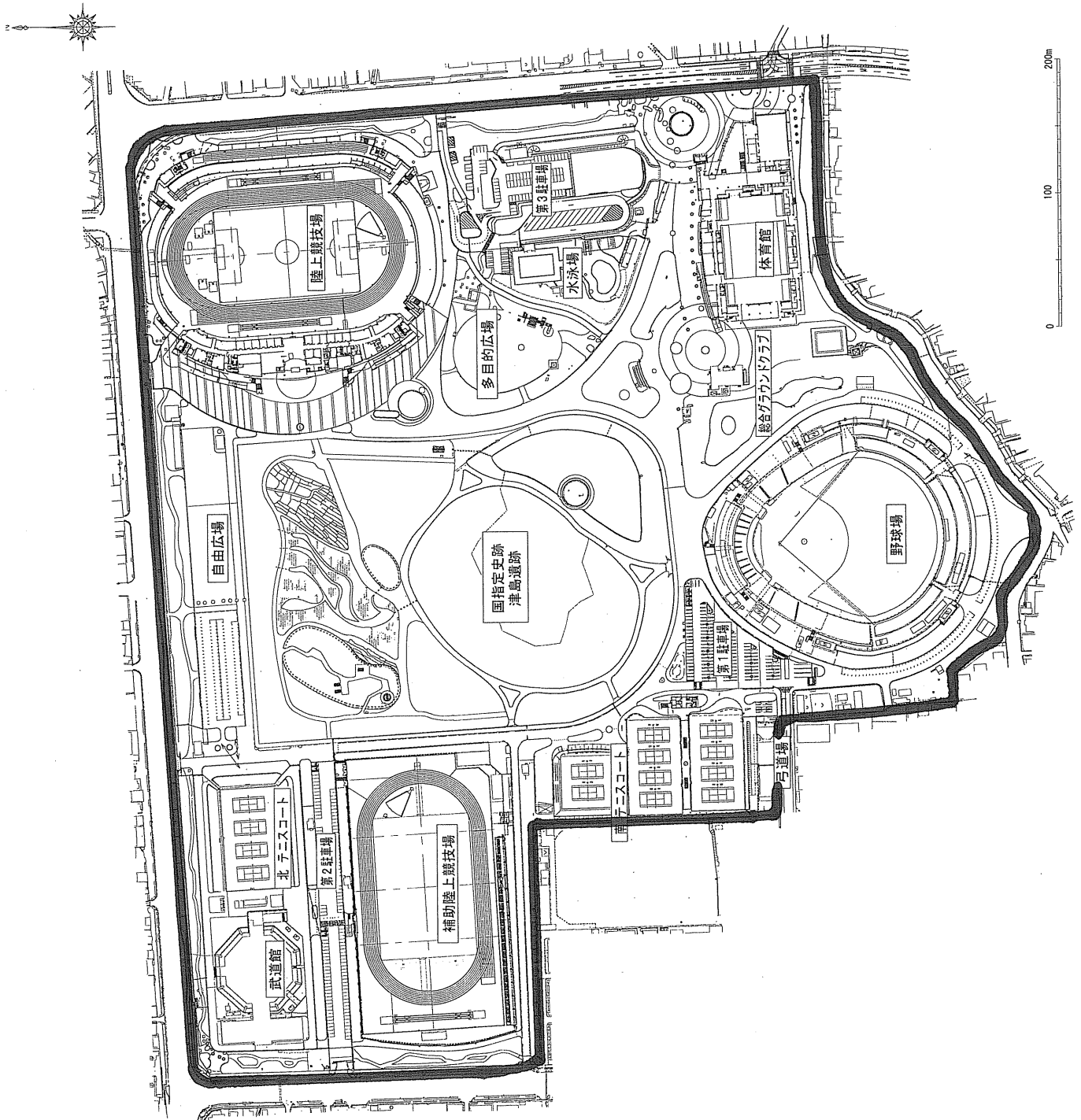


岡山県総合グラウンド 平面図



- ・ 指定管理区域は太線枠内
- ・ ただし、武道館は指定管理区域外とする。

岡山県総合グラウンド施設の概要

施 設 名	概 要		備 考
陸上競技場 (J F E 晴れの国 スタジアム) 〔平成15年竣工〕	敷地面積	49,261 m ²	第1種公認 公認期間：令和8年4月8日 ～令和13年4月7日 ・トラック 400m×9レーン ・フィールド 106m×72m (天然芝) ・大型映像装置 1基 ・照明設備 1,500ルクス ・トレーニングルーム 17m×7m ・固定席 メインスタンド 8,220席 バックスタンド 7,369席 南サイドスタンド 1,160席 計 16,749席
	建築面積	9,936 m ²	
	延床面積	19,607 m ²	
	フィールド面積	20,850 m ²	
	メインスタンド面積	5,031 m ²	
	バックスタンド面積	3,780 m ²	
	サイドスタンド面積	1,830 m ²	
	メインスタンド階層	4 階	
	バックスタンド階層	2 階	
	収容人数	約18,000 人	
補助陸上競技場 〔平成15年竣工〕	敷地面積	37,353 m ²	第3種公認 公認期間：令和5年4月12日 ～令和10年4月11日 ・トラック 400m×8レーン ・フィールド 106m×72m (天然芝)
	建築面積	489 m ²	
	フィールド面積	14,679 m ²	
	スタンド面積	777 m ²	
	階層	1 階	
	収容人数	約1,200 人	
体育館 (シゲトーアリーナ 岡山) 〔平成17年竣工〕	敷地面積	39,028 m ²	→80m×46m (バスケットボール4面分) →34.1m×21.6m →固定式 2,528席 →収納式 2,556席
	建築面積	10,695 m ²	
	延べ床面積	13,954 m ²	
	アリーナ面積(メイン)	3,680 m ²	
	〃 (サブ)	737 m ²	
	観客席(2階)	2,370 m ²	
	(1階)	— m ²	
	階層	2 階	
	収容人数	5,084 人	
野球場 〔昭和26年竣工〕	敷地面積	29,676 m ²	・照明設備 全灯 750ルクス
	延建築面積(本館)	772 m ²	
	フィールド面積	13,430 m ²	
	スタンド内野席	3,873 m ²	
	スタンド外野席	1,352 m ²	
	階層	2 階	
	収容人数	約13,000 人	
水泳場 (25mプール・幼児 プール) 〔昭和30年竣工〕	敷地面積	4,783 m ²	・25mプール 6コース ・幼児プール 楕円形
	建築面積	397 m ²	
	管理棟延床面積	87 m ²	
	更衣棟延床面積	180 m ²	
グラウンドクラブ 〔明治43年建築〕	1階床面積	313 m ²	・木造2階建 日本瓦葺 ・登録有形文化財
	2階床面積	313 m ²	
	階層	2 階	
南庭球場 〔平成18年竣工〕	コート面積	6,980 m ²	・砂入り人工芝コート
	コート数	10 面	
	テニスハウス(RC造)	2 階	

施 設 名	概 要		備考
北庭球場 〔昭和34年竣工〕	敷地面積	3,100 m ²	・砂入り人工芝コート
	コート数	4 面	
弓道場 〔昭和60年竣工〕	敷地面積	1,046 m ²	・木造平屋建 日本瓦葺 ・近的6人立
駐車場	第1駐車場	258 台	→うちバス3台
	第2駐車場	130 台	
	第3駐車場	107 台	→うちバス12台
その他	<園路等>		
	・園路		
	・園地		
	・園池 等		
	<広場等>		
	・自由広場		
	・多目的広場		
	・スポーツの森広場 等		
	<その他>		
	・屋外トイレ		
	・災害応急移動トイレ		
	・喫煙所		
	・駐輪場		
	・モニュメント		
	・ベンチ		
	・園路灯		
	・看板		
	・植栽 等		

総合グラウンド 有料公園施設 利用状況 一覧表

施設名	令和6年度			令和7年度		
	許可件数	利用者数 (人)	利用料収入 (千円)	許可件数	利用者数 (人)	利用料収入 (千円)
陸上競技場	69,451	88,482	37,017	61,611	86,109	45,973
補助陸上競技場	29,438	72,161	10,207	29,449	66,019	9,638
野球場	146	17,270	2,853	145	16,455	3,067
体育館	2,897	241,480	72,926	3,056	256,246	77,854
庭球場	16,871	87,932	33,588	15,834	82,178	33,294
水泳場	17,806	13,806	2,397	17,438	14,247	2,669
弓道場	10,559	10,659	1,261	10,742	11,895	1,337
総合グラウンド クラブ	249	5,558	1,193	208	5,153	1,308
物品販売	—	—	7,291	—	—	13,330
園地 専用使用料	—	—	9,620	—	—	10,424
仮設広告物	—	—	3,513	—	—	6,523
計	147,417	537,348	181,866	138,483	538,302	205,417

※四捨五入の影響あり

駐車場利用状況

駐車場	令和6年度			令和7年度		
	駐車台数	無料台数	利用料 収入 (千円)	駐車台数	無料台数	利用料 収入 (千円)
一般駐車場	434,124	143,569	69,009	426,536	132,331	72,304
関係者駐車場	—	—	9,358	—	—	10,182

※ 無料台数は、30分以内出庫車両及び障害者減免等による減免車両

岡山県総合グラウンド管理経費実績

1. 管理経費

(単位:円)

		令和6年度	令和7年度	備考
収入額 A		538,083,462	625,491,906	
内 訳	指定管理料	290,028,100	304,801,400	
	利用料金収入	181,867,048	205,417,003	
	事業収入	15,754,698	12,413,587	
	その他	50,433,616	102,859,916	県受託修繕費等
支出額 B		529,747,259	602,248,975	
内 訳	人件費	143,938,549	147,905,513	
	光熱水費	80,904,990	83,595,102	
	燃料・ガス	22,970,782	26,315,087	
	上下水道料	13,205,945	15,014,447	
	電力料	44,728,263	42,265,568	
	外部委託費	166,241,800	167,329,400	
	保険料	998,440	1,013,830	
	運営費	16,646,003	26,677,435	消耗品、原材料費等
	諸経費	11,730,105	14,354,305	役務費、旅費等
	公課費	42,912,318	46,425,294	
	事業費	16,310,354	12,680,836	
	その他	50,064,700	102,267,260	県施設修繕費
収支額 A－B		8,336,203	23,242,931	
県への納入金		4,168,451	11,672,835	

2. 駐車場管理経費

(単位:円)

		令和6年度	令和7年度	備考
収入額 A		78,366,520	82,486,130	
内 訳	利用料金収入	78,366,520	82,486,130	
	その他			
支出額 B		38,001,299	40,068,385	
内 訳	管理委託費	9,600,000	9,600,000	
	警備委託費	11,387,100	12,158,200	
	人件費	7,239,477	8,179,452	
	消耗品費	440,643	401,294	
	諸経費	259,850	270,700	光熱費、通信費等
	消費税	7,124,229	7,498,739	
	その他	1,950,000	1,960,000	県施設修繕費
収支額 A－B		40,365,221	42,417,745	
県への納入金		40,365,221	42,417,745	

陸上競技場・補助陸上競技場・トレーニングルーム

●施設使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分		陸 上 競 技 場		
		アマチュアスポーツ		そ の 他
		高校生以下	その他の者	
個 人 使 用	1人2時間(延長減免あり)	100円	200円	
専 用 使 用	8:30～12:00	10,200円	20,300円	202,500円
		8,500円	16,900円	168,700円
	12:00～17:00	15,600円	31,100円	310,500円
		13,000円	25,900円	258,700円
	8:30～17:00	21,000円	41,900円	418,500円
		17,500円	34,900円	348,700円
	時間帯によらない使用 (1時間につき)	4,100円	8,200円	81,000円
		3,400円	6,800円	67,500円
照明設備使用料	1時間につき	6,150円	12,350円	123,700円

□ は土・日・祝日料金（2割増）

●施設使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分		補 助 陸 上 競 技 場		
		アマチュアスポーツ		そ の 他
		高校生以下	その他の者	
個 人 使 用	1人2時間(延長減免あり)	100円	200円	
照明設備使用料	1時間につき	50円	110円	
専 用 使 用	8:30～12:00	4,100円	8,300円	82,400円
		3,400円	6,900円	68,600円
	12:00～17:00	5,400円	10,800円	108,000円
		4,500円	9,000円	90,000円
	8:30～17:00	8,200円	16,200円	162,000円
		6,800円	13,500円	135,000円
	時間帯によらない使用 (1時間につき)	1,400円	2,800円	27,000円
		1,100円	2,300円	22,500円
照明設備使用料	1時間につき	2,300円(球技は使用不可)		

□ は土・日・祝日料金（2割増）

【備考】

1. 入場料金を徴収する催物のために専用して使用する場合は、本表に規定する金額に 1 人当たりの入場料金の最高額に 100 を乗じて得た額を加算する。
2. 陸上競技場(補助陸上競技場)の個人使用料を納付した者は、補助陸上競技場(陸上競技場)の使用について本表に規定する個人使用料の納付を要しない。

●施設使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分		トレーニングルーム	
		高校生	その他の者
個人使用	9:00～17:00 1 人 2 時間	150円	300円

【備考】

1. 利用日は陸上競技場の専用使用がない日、利用対象者は高校生以上。

陸上競技場・補助陸上競技場

●器具使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分		単 位	金 額	備 考
陸上競技大会器具		1点1日につき	200円	①倉庫渡しとする
			跳躍器具については 550円	②競技用器具は、陸上競技場又は補助陸上競技場を専用として使用する場合に限る ③競技用器具は、1式1日につき6,800円を限度として徴収する
陸上競技練習器具		1点1日につき	100円	倉庫渡しとする
			跳躍器具については 250円	
球技用	アマチュア	1点1日につき	550円	①倉庫渡しとする ②1日につき2,250円を限度として徴収する
	プロ	同	5,700円	①倉庫渡しとする ②1日につき22,700円を限度として徴収する

●設備使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分		単 位	金 額	備 考
放送設備		1式1日につき	6,100円	マイク1本含む
会議室		1室1時間につき	600円	備え付けの机、椅子を含む 冷暖房料金は1時間300円
放送室		1室1日につき	6,100円	
湯沸し室		1室1日につき	1,000円	
大型映像装置	アマチュアスポーツ	1式1時間につき	5,600円	(ランニングタイマーのみ2分の1減免あり)
	その他	同	56,250円	
計測機器		1式1日につき	36,500円	
プレイヤー機器		1台1日につき	1,000円	
ハンドマイク		同	400円	
マイクロホン		1本1日につき	400円	
テント		1張1日につき	950円	倉庫渡しとする
ビーチパラソル		1張1日につき	400円	同
長机		1脚1日につき	100円	同
パイプ椅子		同	70円	同
使用電力料	アマチュア	使用電力1kWhにつき	60円	
	プロ	同	120円	

体 育 館

●施設使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分					①アマチュアスポーツ又は 大学生以下の者による催物	②営利又は宣伝を 目的としない催物	③その他の催物
専 用 使 用	メ イ ン ア リ ー ナ	時 間 帯 に よ る 使 用	8:30～ 17:00	全 面	45,600円 38,000円	272,400円 226,800円	653,600円 544,400円
				1/4 面	11,400円 9,500円		
			8:30～ 21:00	全 面	68,400円 56,800円	408,800円 340,400円	980,000円 816,400円
				1/4 面	17,100円 14,200円		
		時 間 帯 に よ ら ない 使 用	1 時間 に つ き	全 面 (8:30～17:00)	6,400円 5,200円	35,600円 29,600円	85,600円 71,200円
				1/4 面 (8:30～17:00)	1,600円 1,300円		
				全 面 (17:00～21:00)	8,000円 6,400円	45,600円 38,000円	109,200円 90,800円
				1/4 面 (17:00～21:00)	2,000円 1,600円		
	サ ブ ア リ ー ナ	時 間 帯 に よ る 使 用	8:30～17:00		11,400円 9,500円	68,100円 56,700円	163,400円 136,100円
			8:30～21:00		17,100円 14,200円	102,200円 85,100円	245,000円 204,100円
		時 間 帯 に よ ら ない 使 用	1 時間 に つ き	8:30～17:00	1,600円 1,300円	8,900円 7,400円	21,400円 17,800円
				17:00～21:00	2,000円 1,600円	11,400円 9,500円	27,300円 22,700円
	メ イ ン ・ サ ブ	バドミントン	1 面 1 時間につき		880円		
		卓 球	1 面 1 時間につき		440円		

□は土・日・祝日料金（2割増）

【備考】

- 会場の準備若しくは取り片付けのために専用して使用する場合は②若しくは③の催物のために専用して使用する時間帯の前後において特別の設備、器具、物品を存置することにより専用して使用する場合には①の規定を適用する。
- 本表のメインアリーナの4分の1面の専用使用料の規定及び一般使用料の規定は、アマチュアスポーツのみに適用する。
- メインアリーナの照明設備(500lxと250lxに限る)の点灯の割合を4分の3、4分の2、4分の1とした場合における照明設備使用料の金額は、当該照明設備使用料の金額にそれぞれの割合を乗じて得た額とする。
- 一般使用（当日受付）には照明設備使用料及び器具使用料を含む。
- 入場料金を徴収する催物のために専用して使用する場合は、本表に規定する金額に1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た額を加算する。

体 育 館

●競技用器具使用料

※料金は消費税（10%）込み

器 具	利用可能数	単 位	金 額	備 考
バレーボール器具	メイン 4面 サブ 1面	1組 1時間につき	400円	①倉庫渡しとする ②競技用器具は一競技種目につき1日8,400円を限度として徴収する
バスケットボール器具	メイン 4面 サブ 1面	同	550円	
ハンドボール器具	メイン 3面	同	400円	
テニス器具	メイン 4面 サブ 1面	同	400円	
バドミントン器具	メイン 16面 サブ 3面	同	100円	
卓球器具	メイン 50台 サブ 10台	同	70円	
ソフトバレーボール器具	メイン 16面 サブ 3面	同	100円	体操・新体操・チアリーディングでの使用に限る(要指導者)
体操器具	器械体操 10組 新体操 1組	1種目 1時間につき	100円	

●その他の器具使用料

※料金は消費税（10%）込み

器 具	単 位	金 額	備 考
プレイヤー機器	1日につき	1,000円	
マイク	1本1日につき	400円	
長机	1脚1日につき	100円	倉庫渡しとする
パイプ椅子	1脚1日につき	70円	倉庫渡しとする
電光得点表示	1対1日につき	1,000円	

●設備使用料

※料金は消費税（10%）込み

器 具	区 分 ・ 単 位		金 額	備 考
冷暖房設備使用料 ※メインアリーナのみ	アリーナ	1時間につき	12,200円	電力料は込み (換気のみ2分の1減免あり)
	2階観客席	1時間につき	12,200円	
照 明 設 備 使 用 料	メインアリーナ	1,500 lx	1時間につき	電力料は込み 500 lx と 250 lx は 1/4が可能
		1,000 lx	1時間につき	
		500 lx	1時間につき	
		250 lx	1時間につき	
	サブアリーナ	1時間につき	250円	
会 議 室	1室1時間につき		600円	備え付けの机、椅子を含む 冷暖房料金は1時間300円
収 納 舞 台	1日につき		13,500円	アマチュアスポーツの場合は適用しない
収 納 式 観 客 席	1日につき		13,500円	
湯 沸 し 室	1日につき		1,000円	
放 送 設 備	1式1日につき		6,100円	マイク1本を含む

野 球 場

●施設使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分			単 位	金 額			
				プロ野球	一般硬式・ 準硬式野球	一般軟式野球	高校生以下
専 用 使 用	時間帯に よる使用	8:30～12:00		84,900円	9,400円	7,400円	3,800円
				70,700円	7,800円	6,100円	3,100円
		12:00～17:00		124,000円	13,100円	11,100円	6,600円
				103,300円	10,900円	9,200円	5,500円
		8:30～17:00		208,900円	22,500円	18,500円	10,400円
				174,000円	18,700円	15,300円	8,600円
		17:00～21:00		124,000円	13,100円	11,100円	6,600円
				103,300円	10,900円	9,200円	5,500円
	8:30～21:00		262,600円	27,800円	26,200円	13,100円	
			218,800円	23,100円	21,800円	10,900円	
	時間帯によらない使用	1 時間につき		37,600円	3,800円	3,800円	2,000円
				31,300円	3,100円	3,100円	1,600円
練 習 使 用			1 チーム	26,200円	2,700円	2,300円	1,400円
			1 時間につき	21,800円	2,200円	1,900円	1,100円
照 明 料 金		750 lx	1 時間につき	39,900円	7,950円	7,950円	7,950円
		500 lx		30,250円	6,050円	6,050円	6,050円

■は土・日・祝日料金（2割増）

【備考】

- 入場料金を徴収する催物のために専用して使用する場合は、次により算定した額とする。
 - 入場者の全部又は一部について1人当たりの入場料金が5,000円を超える催物のとき、徴収した入場料金の総額の100分の15に相当する額。
 - アに該当しない催物のとき、徴収した入場料金の総額の100分の10に相当する額。
 - ア又はイにより算定した額が本表に規定する専用使用料の金額に満たないとき、本表に規定する専用使用料の金額。

●設備使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分	単 位	金 額	備 考
ス コ ア ボ ード	1日につき	4,740円	(SBOのみ2分の1減免あり)
放 送 設 備	1日につき	5,150円	マイク1本含む
会 議 室	1室1時間につき	580円	備え付けの机、椅子含む
湯 沸 し 室	1室1日につき	1,000円	
報 道 用 放 送 室	1室1日につき	6,000円	

●その他器具使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分	単 位	金 額	備 考
プ レ イ ヤ ー 機 器	1台1日につき	1,000円	
マ イ ク	1本1日につき	400円	
長 机	1脚1日につき	100円	
パ イ プ 椅 子	1脚1日につき	70円	倉庫渡しとする

テニスコート

●施設使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分			単 位	金 額	備 考
コ ー ト 使 用 料	一 般 使 用	テニスコート 南 ①～⑩コート 北 ⑪～⑭コート	土・日・祝日における使用 1コート1時間につき	790円	
			平日における使用 1コート1時間につき	790円	
			平日における使用回数券 1コート11時間分につき	7,900円	
	専 用 使 用 料	テニスコート 南 ①～⑩コート 北 ⑪～⑭コート	1コート 8:30～12:00	2,700円 2,200円	
			1コート 12:00～17:00	4,100円 3,400円	
			1コート 8:30～17:00	5,200円 4,300円	
			1コート 時間帯によらない使用(1時間)	1,200円 1,000円	
		南テニスコート ①・②コート 観客席を同時に専用使用する 場合	1コート 8:30～12:00	3,200円 2,600円	
			1コート 12:00～17:00	4,800円 4,000円	
			1コート 8:30～17:00	6,200円 5,100円	
			1コート 時間帯によらない使用(1時間)	1,400円 1,100円	
		照明料金	テニスコート 1コート1時間につき	700円	
	会議室 使用料金	会 議 室	1室1時間につき	600円	
		会 議 室 冷 暖 房	1室1時間につき	300円	
		ホ ー ル	1室1時間につき	500円	会議室と合わせて使用する 場合のみ専用可能

■は土・日・祝日料金（2割増）

●設備・器具使用料

※料金は消費税（10%）込み

区 分	単 位	金 額	備 考
放 送 設 備	1式1日につき	5,150円	マイク1本含む
マ イ ク	1本1日につき	400円	倉庫渡しとする
長 机	1脚1日につき	100円	
パ イ プ 椅 子	1脚1日につき	70円	
テ ン ト	1張1日につき	950円	
ビ ー チ パ ラ ソ ル	1張1日につき	400円	

</

行為許可に係る使用料等

※料金は消費税（10%）込み（土地占用を除く）

施 設 等 区 分				単 位	金 額	備 考
物 品 販 売 行 為	陸 上 競 技 場 (プロ)			1 日につき	2 2 , 9 5 0 円	
	補助陸上競技場 (プロ)					
	野 球 場 (プロ)					
	体 育 館 (プロ)					
	陸 上 競 技 場 (アマ)					
	補助陸上競技場 (アマ)			8 , 3 8 0 円		
	野 球 場 (アマ)					
	体 育 館 (アマ)					
	そ の 他 施 設 (園内)					
庭 球 場			5 , 4 9 0 円			
体 育 館			1 年につき	7 3 7 , 8 5 0 円		
水 泳 場				1 0 1 , 2 1 0 円		
その他施設 (野外交店)				4 1 9 , 5 3 0 円		
土 地 占 用				1㎡1日につき	1 5 円	※消費税抜き
野 球 場 内 広 告	特A			1 年につき	9 4 7 , 0 6 0 円	
	A				6 3 0 , 9 9 0 円	
	B				4 4 2 , 0 1 0 円	
	C				3 7 7 , 9 2 0 円	
	D				3 1 4 , 9 3 0 円	
	E				4 4 2 , 0 1 0 円	
	F				1 0 0 , 0 9 0 円	
	S				1 , 7 2 2 , 0 6 0 円	
仮 設 広 告 物	A	アマテレビ	無	1 枚 1 日につき	9 , 9 4 0 円	(縦1.8m×横12m以内) 陸上競技場、補助陸上競技場、野球場、庭球場、水泳場及び武道館周辺に適用
			有		1 9 , 8 7 0 円	
		プロテレビ	無		1 9 , 8 7 0 円	
			有		3 9 , 7 8 0 円	
	B	アマテレビ	無		1 9 , 8 7 0 円	(縦1m×横10m以内) 体育館に適用
			有		3 9 , 7 8 0 円	
		プロテレビ	無		3 9 , 7 8 0 円	
			有		7 9 , 6 2 0 円	

減免基準に盛り込まなければならない項目

次の場合は、岡山県総合グラウンドの利用料金を減免することができる。

1 有料公園施設等の利用料金等の減免

- (1) 身体障害者(身体に障害がある者のうち身体障害者手帳を有する者)、知的障害者(療育手帳制度要綱による療育手帳を有する者)、精神障害者(精神に障害のある者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者)若しくは65歳以上の者で組織する団体又は高等学校以下の学校で組織する団体が主催し、スポーツのために使用する場合。

減免の額：施設利用料金の2分の1に相当する額。ただし、野球場で入場料金を徴収する場合は規定施設利用料金の3分の1に相当する額。なお、算出した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額を減免の額とする(以下同じ)。

- (2) 身体障害者(身体に障害がある者のうち身体障害者手帳を有する者)、知的障害者(療育手帳制度要綱による療育手帳を有する者)、精神障害者(精神に障害のある者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者)がスポーツのために使用する場合。(グループ利用については、利用者の半数以上が手帳の交付を受けている者であること。

減免の額：①有料公園施設(駐車場を除く)

施設利用料金の2分の1に相当する額。

②駐車場

駐車場使用料の全額。

なお、駐車場については、戦傷病者(戦傷病者のうち戦傷病者手帳を有する者)及び難病患者等(特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証又は特定疾患医療受給者証を有する者)並びに身体障害者等(身体障害者・知的障害者・精神障害者・戦傷病者・難病患者等)を送迎する付添人を減免対象者に加える。

- (3) 国民体育大会(岡山県予選・中国ブロック大会を含む。)等のために使用する場合で、公益のため特に必要と認めるとき。

減免の額：施設利用料金の全額

- (4) 公共的若しくは営利を目的としない使用で、公益のため特に必要と認めるとき。

減免の額：知事の承認を得てその都度定める額

- (5) 野球場内広告掲示料で、広告掲出行為許可に当たり、特に必要と認めるとき。

減免の額：知事の承認を得てその都度定める額。

- (6) 野球場のスコアボード設備のS、B、O表示設備のみを使用するとき。

減免の額：スコアボード設備使用料の2分の1に相当する額。

- (7) 体育館メインアリーナの冷暖房設備の換気設備のみを使用するとき。

減免の額：冷暖房設備等使用料の2分の1に相当する額。

- (8) 陸上競技場、補助陸上競技場の個人使用について、2時間を超えて使用するとき。

減免の額：2時間を超えて使用する利用料金の全額

- (9) 陸上競技場をアマチュアスポーツで使用する場合で、大型映像装置設備の45分計又はランニングタイマーのみを使用するとき。

減免の額：1時間当たりの大型映像装置使用料の2分の1に相当する額を控除した額

2 知事が指定したチーム(プロチームを除く)が負担すべき仮設広告物掲示料等で、当該チームを支援するために特に必要と認めるとき。

減免の額：① 仮設広告物掲示料の全額

② 専用使用料加算額の2分の1に相当する額

※ 専用使用料加算額とは、岡山県立都市公園条例(昭和41年岡山県条例第30号)別表第5の2の(2)のイの表の備考4に規定する額をいう。

(参考) 別表第5の2の(2)のイの表の備考4

入場料金(スポーツその他の催物の主催者が、いずれの名義であるかを問わず、入場者から徴収すべきその入場の対価(消費税法に基づく消費税相当額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税相当額を含む。)をいう。以下同じ。)を徴収する催物のために専用して使用する場合は、本表に規定する使用料の金額に当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その一度を1回とする。以下この規定において同じ。)ごとの1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た額を当該催物1回ごとに加算する。

3 ファジアーノ岡山がJリーグ公式戦等で負担すべき仮設広告物掲示料等の減免

減免の額: ① 仮設広告物掲示料の全額

② 専用使用料加算額の2分の1に相当する額

4 次の者が総合グラウンドの駐車場を利用する場合

(1) 警察・消防等の緊急車両、岡山県の車両、総合グラウンドの管理運営業務上必要な関係車両を運転する者

減免の額: 駐車場使用料の全額

(2) 総合グラウンドの管理運営を行う団体に所属し、かつ総合グラウンドの管理運営業務を直接行う職員であり、居住地が公共交通機関の利用が困難な場所にある者、又は職務上、早朝・深夜業務等のため公共交通機関の利用が困難な者

減免の額: ① 常勤職員 1月1台当たり2,500円を超える額

② 非常勤職員 1月1台当たり1,250円を超える額

③ 勤務形態(早朝勤務・深夜勤務)が定められており、公共交通機関が利用できない者 施設使用料の全額

<定義> 「非常勤職員」とは、1月当たりの勤務日が15日又は勤務時間が週30時間を超えない者とする。また、早出・遅番・土・日・祝日のみ車を利用する者を含む。

(3) 総合グラウンド内において、事務所の使用許可を受けた団体に所属し、かつ総合グラウンド内の事務所に勤務する職員であり、居住地が公共交通機関の利用が困難な場所にある者、又は職務上、早朝・深夜業務等のため公共交通機関の利用が困難な者

減免の額: ① 常勤職員 1月1台当たり2,500円を超える額

② 非常勤職員 1月1台当たり1,250円を超える額

(4) 総合グラウンドの管理運営を行う団体と委託契約を締結した団体の職員

減免の額: 駐車場使用料の全額

※ 業務を行うに当たり必要となる必要最小限の車両数とする。

(5) その他知事が特に必要と認めるとき

減免の額: 知事の承認を得てその都度定める額

5 トライフープ岡山がBリーグONE公式戦で負担すべき体育館使用料等の減免

減免の額: ① 物品販売行為料の3分の2に相当する額

② 仮設広告物掲示料の全額

③ 専用使用料加算額の6分の5に相当する額